

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年5月25日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	御建公園野球場自動体外式除細動器（AED）賃貸借
(2) 物品・委託役務管理番号	18290014
(3) 物品委託役務内容	御建公園野球場に納入する自動体外式除細動器（AED）1台の賃貸借。
(4) 納入・履行期間	平成29年8月1日から平成36年7月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	御建公園野球場
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>AED
イ	法令等による登録等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を広島県内の事業所で受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成29年5月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年5月25日～ 平成29年6月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。 同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年5月25日～ 平成29年6月1日	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 都市部 都市整備課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館8階） 電話番号 082-420-0955 /ファックス番号 082-421-5280 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年6月6日～ 平成29年6月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年6月12日～ 平成29年6月13日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年6月14日 午前9時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 平成 年 月 日

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

御建公園野球場自動体外式除細動器（AED）賃貸借 仕様書

1 賃貸物品

(1) 品名及び数量

自動体外式除細動器（AED） 1台

(2) 付属品

本体に付属する装置等は、次のとおりとする。

- ① 成人用パッド 2組
- ② 小児用パッド 1組
(本体機器で小児用に切り替える等、成人用で代用可能な場合は、不要とする。)
- ③ バッテリー 1個
- ④ AED専用キャリングケース 1個
- ⑤ 救急セット 1式
(タオル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、ガーゼ、感染防止用手袋及び人工呼吸用マウスシート)
- ⑥ 取扱説明書

2 機器の規格・性能

(1) 自動体外式除細動器（AED）

- ① 機器本体及び使用するパッド等は、医療機器として薬事法上の承認を得ていること。
- ② 波形は、二相性波形であること。
- ③ JRC蘇生ガイドライン2015に対応しているもの。
- ④ 心筋へのダメージを考慮し、電気ショックエネルギーは、常に200J以下であること。
- ⑤ 音声ガイダンスは、日本語であること。
- ⑥ AED本体が緊急時に使用出来るよう自己診断機能を有し、バッテリー残量を含めたセルフテストを毎日行っていること。
自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音で知らせる機能があること。
ボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を音声で知らせる機能があること。
- ⑦ 緊急使用時に音声誘導が行えるように、自己診断において定期的に、スピーカータスト、ショックボタンのテスト等を行い、より安全性を確保する機能を有していること。
- ⑧ 心電図リズムの解析で、ショックの要／不要の判断が可能な機能を有すること。
- ⑨ 電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、安全機能として、電気ショックを自動的に防止（キャンセル）出来る機能を

有すること。

- ⑩ 電気ショックが行われると、その旨が音声で伝えられ、2回目以降も心電図リズムの解析を行い、再度電気ショックの可否を判断し、電気ショックを実行出来る機能を有すること。
- ⑪ 心肺蘇生法の手順（胸骨圧迫位置の指示など）を救助者に分かりやすく日本語音声でコーチングする機能と圧迫のリズム音が出ること。
- ⑫ 操作誘導は、音声にて誘導し、操作者のペースに合わせ誘導が進む方式であり、操作に手間取った時等に再誘導を行う方式であること。
- ⑬ 成人、小児、幼児等への対応が可能であること。
- ⑭ 成人のみならず、小児又は幼児等にも対応するため、必要に応じて小児用パッドへの交換は容易に出来、かつ、音声で小児用パッドが装填されたことを伝え、貼付け箇所を誘導する機能を有していること。また、機器本体の設定変更で、小児用に切り替える機能を有する機器でも可とするが、当該切替え作業を容易に出来る機器とすること。
- ⑮ 予備のパッド等は、保管時に機器本体と共に、専用キャリングケース内に収納する等で、一元的に管理及び保管が出来ること。
- ⑯ バッテリーは、非充電式で、待機状態で4年以上の寿命が確保出来ること。
- ⑰ 緊急現場に、迅速に持ち運びが出来るように、バッテリーが装填されている状態での重量が3.0キログラム以下であること。
- ⑱ リコール実績のないものであること。

3 納入場所

御建公園野球場

4 賃貸借期間

平成29年8月1日から平成36年7月31日まで（84か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3長期継続契約に係る物品賃貸借契約）

5 納入期限

平成29年7月31日（月）

6 その他

- （1）納入する機器及び付属品は、新品に限る。
- （2）賃貸借期間中、AED本体は常に耐用年数を超えない状態となるよう維持すること。
- （3）賃貸借期間において賃貸人は、必要に応じて無償で保守点検を行うこと等で常に賃貸物品本体の正常な状態を維持すること。

- (4) 定期的に交換を必要とする消耗品（電極パッド（成人用及び小児用）及びバッテリー）については、賃貸人の負担により期限切れ前までに納入場所を訪問し、交換作業を行うこと。期限切れ以外の消耗品（電極パッド（成人用及び小児用）及びバッテリー）の交換（摩耗等）については、賃借人の負担とする。
- (5) 機器の納入について、梱包等の不要な物は引き取ること。
- (6) AEDの納入後は、速やかに担当職員等を対象に説明会を実施し、取扱いに係る説明を十分に行うこと。また、当該機器に係る取扱説明書を、当該機器と一元的に保管出来るようにすること。
- (7) 賃貸借期間において、ガイドライン等が変更になり、当該機器では対応が不可能になった場合等の不測の事態が生じた際は、遅滞なく賃借人に報告すること。
- (8) 使用方法等の照会については、随時相談に応じること。
- (9) 動産保険に加入する等、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応出来るようにすること。
- (10) 賃貸人は、御建公園野球場の駐車場を利用することが出来る。
- (11) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる区分においては、その相当額分について、契約締結後の適当な時期に、協議により契約金額の変更を行う。
- (12) 本仕様書に定めがない事項は、賃貸借人双方で協議するものとする。